

○私立保育所等において新型コロナウイルスの感染者等が
発生した場合の対応について

令和4年9月7日

民生局福祉こども部子育て支援課

1. 保育所等の対応

(1) 園児又は保育士等が陽性又は濃厚接触者となった場合の市への連絡

①	<p>A：陽性者の報告（休園等に関する相談）</p> <p>平日に陽性者が発生した場合、速やか（陽性者を把握した日か翌開庁日まで）に子育て支援課施設支援係（046-822-8224）に以下の事項について電話連絡をする。</p> <p>【園児】ア. 性別 イ. 年齢（〇歳児クラス） ウ. 最終登園日 エ. 同居家族等の陽性者有無 オ. 自宅療養期間 カ. 発症日、陽性判明日</p> <p>【職員】ア. 職種（保育士等の場合は担当クラス） イ. 性別 ウ. 最終出勤日 エ. 同居家族等の陽性者有無 オ. 自宅療養期間 カ. 発症日、陽性判明日</p> <hr/> <p>B：保育料に関する報告</p> <p>平日に、園児（0～2歳）のうち保育料がかかっている者が陽性者又は濃厚接触者となり欠席した場合、子育て支援課入園係（046-822-9728）に電話連絡をする。 ⇒対応は2ページの（3）の保育料の還付等を参照</p> <p>※A：陽性者の報告（休園等に関する相談）での連絡と重複する場合でも、別途保育料の日割り対象としてご報告ください。</p>
②	<p>・閉庁日（土日祝日）に緊急に連絡が必要な場合（※）は、横須賀市役所当直室「電話 046-822-9001」に連絡する。 子育て支援課職員から保育所等へ折り返し電話をする。</p> <p>※月曜日からの休園について、日曜日までに判断する必要がある場合等（単に陽性者の報告のみの場合は、月曜日で構わない）</p>
<p><上記①のAを受けての市の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>子育て支援課は、施設ごとの感染者が5名以上となった時は、保健所へ感染状況を情報提供する。</u> ・現在、保健所の業務ひっ迫に伴い、原則、保健所から保育所等への聞き取り調査等を行われない。（重篤なケースの場合を除く） ⇒保健所がクラスターと判断した場合、国への報告と市のホームページの掲載対象になる。 	

(2) 陽性者発生に伴う休園等の判断

市の考え方	
①	<p>◎子育て支援課（施設支援係）は、園からの情報をもとに休園の判断について助言を行う。</p> <p>園が休園を決定した場合は、休園期間と範囲（全休園か部分休園か）を速やかに子育て支援課に電話連絡する。</p> <p>【休園期間の目安】 概ね2～3日程度（現在のオミクロン株の特性を考慮しての保健所判断）</p>
	<p>A：<u>感染者が4名以下の場合⇒原則、休園は行わない。</u> <u>（ただし、濃厚接触者が多数いる等、園長が安全面から休園したい要望があった時は、園の考え方を尊重して、休園・部分休園等を可能とする。）</u></p>
	<p>B：休園等の判断について、<u>保健所の助言が必要な場合は、子育て支援課を通じて保健所に、各園の状況を伝達し、保健所から各園への助言を依頼する。</u></p>

(3) 保育料の還付等

市の考え方	
①	<p>A：入園係は、園からの情報をもとに、保育料の還付金額を算定する。</p>
	<p>B：保育園の場合は、入園係から保護者へ保育料を直接還付の処理を行う。</p>
	<p>C：こども園の場合は、入園係から園へ返還額の計算結果をお知らせし、園から保護者に保育料を還付する。 還付された保育料は、給付費の中で精算を行い追加給付される。</p>
②	<p>A：<u>濃厚接触者に該当すると思われる者がいる時は、自宅で健康観察をお願いしてください。（陽性者と最終接触日の翌日から5日間）</u> ※対応の詳細については、3ページの（4）陽性者及び濃厚接触者への対応の②濃厚接触者の項目の内容を参照</p>

(4) 陽性者及び濃厚接触者への対応

①陽性者

- ・症状がある陽性者は、発症日の翌日から7日間の自宅療養
- ・終始無症状の陽性者は検体採取日を0として7日間の自宅療養
(ただし、検査キットによる検査で5日目に陰性を確認した場合は6日目に解除可能)

②濃厚接触者(マスクなしで1メートル以内に15分以上)

- ・園児や職員に、ほぼ濃厚接触者に該当すると思われる者がいた場合、登園を控えていただくかについては、園ごとに個々の状況を鑑みて判断してください。

【現在、保健所は、業務ひっ迫に伴い、疫学調査を行えないので、各施設で判断する。】



☆保育所等は、保護者に園児等の体調確認を行い、園児又は保育士等と最終接触日の翌日から5日間、自宅で療養観察をするようにお願いする。
(登園は控えてもらう。)

(例：保護者への伝え方)

- 保健所等の依頼で園の状況を確認したところ、〇〇さんが濃厚接触者の可能性があります。
- ・〇月〇日まで自宅で療養観察をしてください。
 - ・体調に変化があったら医療機関に受診してください。
 - ・また、不安なことがあったら保健所に相談してください。

◇濃厚接触者が限定できて、上記対応が可能であれば、一律に休園の判断は必要としない。

2. 「自宅療養期間について」保健所確認事項

【自宅療養期間】

①陽性者

- ・症状がある陽性者(一時でも症状があった人も同様)

⇒発症日を0として7日

(例：8/10 発症→8/17 療養最終日・8/18 解除日)

ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底。

- ・終始無症状の陽性者

⇒検体採取日を0として7日

(ただし、検査キットによる検査で5日目に陰性を確認した場合は6日目に解除可能)

(例：8/10 検体採取で陽性→8/17 療養最終日・8/18 解除日)

(検査キットにより陰性を確認した場合：

8/10 検体採取で陽性→8/15 検体採取で陰性・8/16 解除日)

5日目に陰性を確認した場合でも、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底。

②濃厚接触者

- ・陽性者との最終接触日を0として5日
- ・同居者で自室での隔離が可能な場合も同様、隔離日(発症日)を0として5日

(例：最終接触日・感染対策日が8/20→8/25 最終日・8/26 解除日)

※園児の濃厚接触者の自宅待機について

(国通知 Q&A)

令和4年3月濃厚接触者関連事務連絡において、社会機能維持者であるか否かにかかわらず、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となりますが、乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定していないため、この意味において乳幼児は5日間の待機となるものと考えています。

3. 留意事項

○基本的な感染対策として

- ①保育園・こども園の施設・設備や職員・園児が使用する器具・用具等の点検
- ②家庭との連携も含めて園児の日常的な健康観察や感染が確認された場合の対応等に関するマニュアル等の確認
- ③日常活動や園行事等、活動場面ごとの状況に応じた感染対策上の工夫の検討など

※地域の感染状況に応じて必要な感染対策に取り組んでいきましょう。